

原油価格・物価高騰緊急支援給付金(第2弾)

<よくある質問と回答>

令和4年10月19日現在

◆ 事業概要

Q1 どのような事業者が給付を受けられるのか。

○ 「売上要件」又は「粗利要件」のいずれかに該当する県内事業者（山形県内に本社又は本店を置く法人又は個人事業主）が給付対象となります。

≪ 売上要件 ≫

- ① 令和4年7月・8月・9月のいずれかの売上が、令和元年～令和3年のいずれかの年の同月の売上と比較して30%以上減少していること。
- ・ 売上要件に該当する事業者は、粗利要件で比較する必要はありません。

≪ 粗利要件 ≫

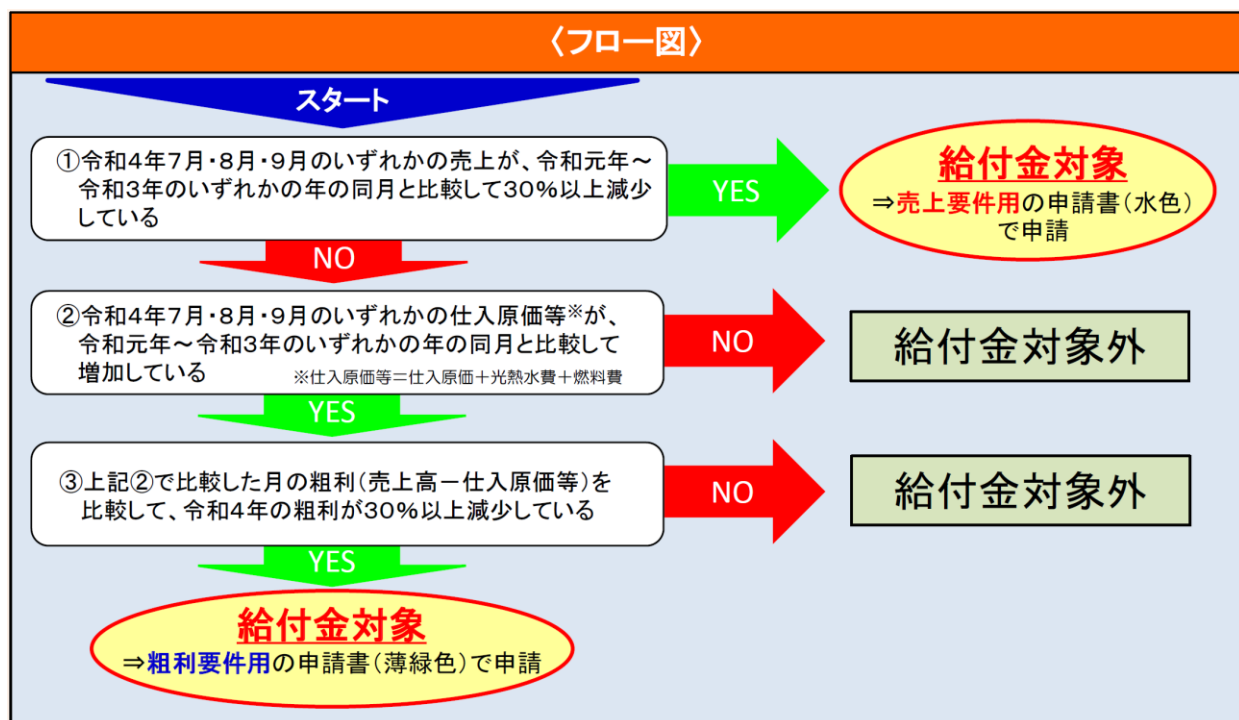
- ② 令和4年7月・8月・9月のいずれかの仕入原価等が、令和元年～令和3年のいずれかの年の同月の仕入原価等と比較して増加しており、

かつ

- ③ 粗利（売上高－仕入原価等）が30%以上減少したこと。

- ・ 原油価格・物価高騰の影響を受けている事業者を支援するのが目的ですので、単に粗利が大きく減少（③）しているだけでなく、経費（仕入原価等）が増加（②）していることが必要ですので、ご注意ください。

※ 本給付金において「仕入原価等」とは、仕入原価＋光熱水費＋燃料費を対象とします（本制度上の定義）。



Q2 給付額はいくらか

- 1事業者あたり、法人10万円、個人事業主5万円となります。
- 8月3日からの大雨により被害を受けた事業者は、市町村の発行する罹災証明書又は被災証明書を添付することで、法人20万円、個人事業主10万円を給付します。

Q3 申請期間はいつからいつまでか。

- 申請期間は、11月1日（火）から令和5年1月6日（金）まで（当日消印有効）です。
- 書類に不備がなく、申請書を正式に受理したのから順番に給付金の振込を行いますので、日程に余裕をもってお早めに申請いただくようお願いします。

◆ 申請手続関係

Q4 申請書はどこで入手できるのか。

- インターネットを利用できる環境にある方は、専用のHPを開設していますので、そちらからダウンロードして利用してください。
専用HPのURL yamagata-genyubuka-kyufu.jp

検索 山形県 原油物価高騰給付金

- インターネットを利用できない方は、最寄りの商工会・商工会議所、市町村の商工担当課、県総合支庁地域産業経済課で申請書の様式と申請の手引きを紙でお配りしています。
※ 山形市役所の場合は、山形ブランド推進課でお配りしています。
- 申請書類の紙面での配布日時は、配布場所の通常の営業日時と同じです。
- 申請様式は、売上要件用と粗利要件用、新規事業者（売上要件）用、新規事業者（粗利要件）用の4種類あります。申請の際は記入する様式を間違えないように注意してください。

Q5 パソコンがないので、申請書などをダウンロードできないがどうすればいいか。 【プリンターがなく印刷できない場合も同じ】

- Q4と同じ（「インターネットを利用できない方は」以降の回答）。

Q6 申請書類を郵送してほしい。

- 今回の給付金は、非常に多くの事業者からの申請が予想されるため、大変申し訳ありませんが、個別郵送による申請書類の提供には対応していません。
- 最寄りの商工会・商工会議所、市町村の商工担当課、県総合支庁地域産業経済課で申請書の様式と申請の手引きをお配りしていますので、お手数ですが、いずれかの配布場所で入手していただくようお願いします。
※ 山形市役所の場合は、山形ブランド推進課でお配りしています。
- 申請書類の紙面での配布日時は、配布場所の通常の営業日時と同じです。
- 申請様式は、売上要件用と粗利要件用、新規事業者（売上要件）用、新規事業者（粗利要件）用の4種類あります。申請の際は記入する様式を間違えないように注意してください。

Q7 申請書はどうやって提出すればよいのか（電子申請をしたい。電子申請でないと申請できないのか）。

- 第1弾と同様に、申請は紙面の郵送でのみ受付を行います。電子申請による受付は行っていません。（郵送費は申請者負担）
- 申請書と必要書類（紙ベース）を、「山形県原油価格・物価高騰緊急支援給付金事務局」へ郵送してください。
- 新型コロナウイルスの感染予防、感染拡大防止のため、事務局へ直接持参なさることは、ご遠慮ください。
- 送付の際には、必要書類を漏れなく添付（同封）しているか、必ず確認してから郵送してください。

送付先 〒983-8799
仙台東郵便局留め
（宮城県仙台市宮城野区苦竹3-5-1DNP内）
山形県原油価格・物価高騰緊急支援給付金事務局 あて

問い合わせ先
山形県原油価格・物価高騰緊急支援給付金コールセンター
TEL 0570-001-282
受付時間 午前9時～午後6時まで（土・日・祝日、12/29～1/3を除く）

Q 8 申請してからどのくらいの期間で支給されるのか。

- 申請書類に不備がない場合は、申請を受け付けてから、概ね3～4週間で、指定のあった金融機関の口座に振込をする予定です。

Q 9 申請書がちゃんと届いたか確認したい（申請書の受理通知はあるのか）。

- 申請書の受理については、事務局からは特にご連絡は行っておりません。
- 申請書類に不備がない場合は、申請を受け付けてから、概ね3～4週間で、指定のあった金融機関の口座に振込をする予定です。
- 給付金を振込する際は、事前に圧着ハガキで交付決定通知書を送付しますので、申請書を送付後、書類の不備・修正などの連絡もなく1か月近く経過している場合は、お手数ですが、コールセンター（0570-001-282）にご連絡ください。

Q 10 振込先口座（金融機関の通帳）の写しはどうすればいいか。

- 次の情報が記載されたページ（一般的には表紙とその裏面）の写しをすべて添付してください。

金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義（漢字・カナ）

- なお、不正受給防止のため、申請事業者と異なる名義の口座へは入金はできません。振込口座は申請事業者と同一名義としてください。
- インターネット銀行の場合でも上記の情報が記載・表示された部分を印刷して提出してください。

◆ 対象（対象外）事業者関係

Q 11 対象者の要件はどのようなものか（誰でも給付を受けられるのか）。

- 対象となるのは、法人登記がなされ法人格を有する法人（社団、財団を含む）及び個人事業主となります。
- 法人登記を行っていない場合でも、法人として確定申告を行っている場合は、対象者として認められる場合があります。
※ PTAや同窓会など確定申告を行っていない団体（任意団体等）は対象外です。
- 農事組合法人は、法人として確定申告をしているか、個人農家として確定申告をしているかで判断をします。

Q 1 2 対象とならない事業者は具体的にどのような事業者か。

- 基本的には全業種を対象としていますが、次に掲げる一部の事業者は対象外となります。
- (1) 大企業
 - (2) 政治団体
 - (3) 性風俗産業
 - (4) 系統出荷による収入を主とする個人農林水産業者
 - (5) 事業収入がなく、不動産収入（財産収入）のみの事業者
※ 不動産業者としての登録の有無に関係なく、不動産収入は算定・比較の対象外
- (6) 県が10月以降に実施する他の原油価格・物価高騰に対する支援を目的とした支援金等の給付を受ける（受けた）事業者
- ① 地域公共交通事業者原油高騰等支援金
【対象：バス事業者、タクシー・ハイヤー事業者】
 - ② 運送事業者原油価格高騰支援給付金
【対象：一般貨物自動車運送事業者 及び 特定貨物自動車運送事業者（緑ナンバー）】
 - ③ 社会福祉施設の原油価格・物価高騰への支援
【対象：高齢者施設、障がい者施設、救護施設、児童養護施設等の運営事業者】
 - ④ 農業水利施設の電気料金高騰への支援
【対象：農業水利施設の施設管理者】

◆ 農林水産業関係

Q 1 3 農業の「系統出荷による農業収入が主である」とは何を基準にすればいいのか。

- 農業の系統出荷による収入が、収入全体の過半を占める（50%以上となる）場合、「農業の系統出荷による農業収入が主」となります。

◆ 不動産収入関係

Q 1 4 不動産収入の減少は支給対象となるのか。

- 不動産収入（財産収入）は、支給要件算定の対象とはなりません。国の事業復活支援金と同様に事業収入が無い場合は、本給付金の対象とはなりません。
- 不動産業者としての登録の有無に関係なく、確定申告書の事業収入の有無で判断します。
- 売上要件、粗利要件を計算する際に、「不動産収入」の金額はいかなる場合であっても、算定・比較の対象とはなりません。

◆ 他事業との併給関係

Q 1 5 国や市町村、県の他の補助金などとの併給は可能か。

- 国・県・市町村の給付金・補助金については、それぞれの給付金・補助金の支給要件で、他の給付金・補助金（本給付金）との併給を禁じていなければ、重複して申請することができます。
- ただし、県が10月以降に実施する他の原油価格・物価高騰に対する支援を目的とした支援金等【Q 1 2（6）①～④】との併給は原則としてできません。
- なお、他の支援金の対象となる事業と本給付金の対象となる事業を別人格（法人与法人、法人与個人）で経営している場合は、本給付金の対象となる場合があります。

Q 1 6 県が10月以降に実施する他の原油価格・物価高騰に対する支援を目的とした支援金との併給は可能か。

- 原則として、本給付金（原油価格・物価高騰緊急支援給付金）との併給はできません。【Q 1 2（6）①～④との併給は原則不可】
- 本事業以外の県が実施する給付金は、各事業の特殊性に配慮して実施する給付金ですので、本給付金を受給するよりも、支給額が大きい、添付書類が少ないため手続きが簡便など、有利となります。
- 複数の事業の支給要件に該当の可能性がある事業者の方は、支給要件や支給額の詳細を確認・検討し、いずれか1つの給付金に申請を行ってください。
- ただし、本給付金以外の同一目的の給付金を受給した場合でも、別人格で本給付金の対象となる事業を営んでいる場合は、当該事業について、本給付金（原油価格・物価高騰緊急支援給付金）の対象となる可能性があります。
- なお、同一人格の事業者が、重複して受給したことが判明した場合は、全額返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

Q 1 7 一般（特定）貨物自動車運送事業（いわゆる緑ナンバー）だけでなく、貨物軽自動車運送事業（いわゆる黒ナンバー）も行っているが、本給付金の対象となるか。

- 同一人格（1法人又は1個人）の事業者が、「運送事業者原油価格高騰支援給付金」と、本給付金（原油価格・物価高騰緊急支援給付金）を併給することはできません（重複して申請・受給することはできません）。
- ただし、それぞれの事業を別人格（法人与法人、法人与個人）で営んでいる場合については、貨物軽自動車運送事業者として、本給付金（原油価格・物価高騰緊急支援給付金）の対象となります。

Q18 貨物軽自動車運送事業（いわゆる黒ナンバー）を行っているが、「運送事業者原油価格高騰支援給付金」の対象にはならないと言われた、本給付金の対象となるか。

- 売上又は粗利要件を満たした事業者であれば、本給付金の対象となります。

Q19 運転代行業者だが、本給付金の対象となるか。

- 売上又は粗利要件を満たした事業者であれば、本給付金の対象となります。

Q20 県が10月以降に実施する他の原油価格・物価高騰に対する支援を目的とした支援金との併給ができない理由は。

- 県が10月以降に実施する他の給付金は、各事業者の特殊性に配慮して実施する給付金となっていますが、コロナ禍で原油価格・物価高騰の影響を緩和するのが目的であり、本給付金と支給（支援）目的が同じですので、重複しての受給は認めておりません。
- なお、同一人格の事業者が、重複して受給したことが判明した場合は、全額返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

◆ 要件を判定する際に用いる金額関係

Q 2 1 過去（令和元年・2年・3年）の比較対象月に、国・県・市町村の給付金や補助金を受給したが、比較の際に売上に含めるのか。

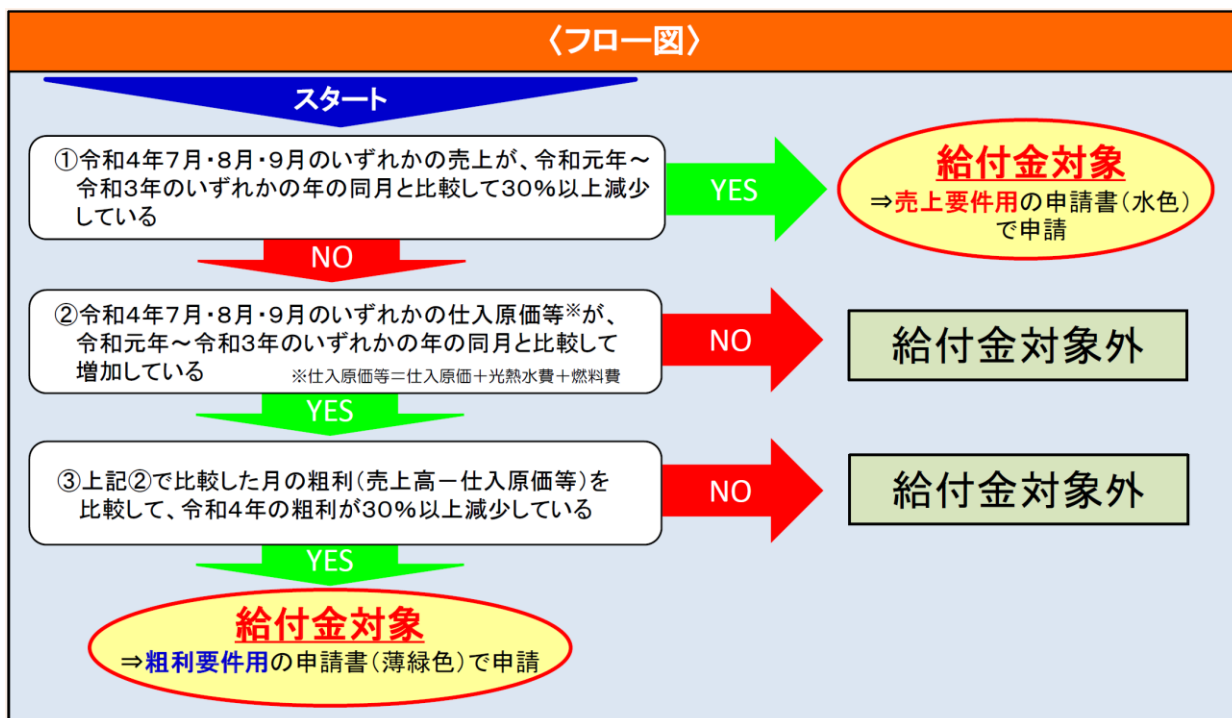
- 国・県・市町村の給付金や補助金など、公的な支援金は売上に含めずに比較してください。
- その際、確定申告書の写しの欄外に、受給した公的な支援額とその支援額を除いた売上の額を記載するようにしてください。

Q 2 2 売上が全く無く0（ゼロ）だった場合、関係書類の提出は省略してもよいのか。

- 売上が全く無い月の比較による申請を行う場合でも添付書類の省略はできません。
- 売上が0（ゼロ）であることを確認するため、当該月の売上台帳や月次残高試算表などは必ず添付してください。

Q 2 3 売上要件と粗利要件のいずれも30%減少していないと申請できないのか。

- 売上か粗利のいずれかが30%減少していれば申請することができます。
- まずは売上要件（下図①）に該当するかどうかを確認してください（記載事項や添付書類が少ない）。
- 売上要件に該当しない場合は、粗利要件（下図②かつ③）に該当するか改めて確認をお願いします。



Q24 「仕入原価等」とはどんな経費のことか。

- 本給付金では、文字どおり原材料や販売を目的として仕入を行った商品などの①「仕入原価」のほか、②「光熱水費」と③「燃料費」を「仕入原価等」として、粗利要件の判断を行います。
- ※ 本給付金の支給要件への該当の有無を判定するために定めたものであり、法令等に定められているものではありません。

Q25 「仕入原価等」については、「仕入原価」「光熱水費」「燃料費」のいずれかのみ
の記載（比較）でよいのか。

- 原則として、比較する両方の年について、①仕入原価+②光熱水費+③燃料費のすべての記載が必要となります。
- 特定項目（①、②、③いずれか）のみの記載や、①+②、①+③、②+③のような一部の記載（比較）による申請は原則として認められません。
- 事業内容などにより、例えば、燃料費が全く発生しないなどの事情がある場合は、個別にご相談ください。
- また、過年度分が①+②、令和4年分が①+②+③のように項目が一致しない算定・比較による申請も原則として認められません。
- 大雨や火災などによる被害を除き、自己都合による書類紛失などを理由として記載ができないという理由は一切認めません。この場合、他の申請者や要件に該当しないために申請ができない事業者との公平性の観点から申請の受付はできません。

Q26 店舗（営業所）兼 住宅で営業を行っている場合、今年（令和4年）の7・8・9月分の光熱水費や燃料費は、請求先に支払った金額を全額計上してもよいのか。

- 本給付金は、長引くコロナ禍で原油価格・物価高騰による事業への影響を緩和するための給付金ですので、自宅部分の生活や維持・管理に要した経費は、比較の対象とすることはできません。
- 店舗（営業所）兼 住宅の場合は、確定申告の際に、面積など何らかの方法で按分して、事業に要した経費として光熱水費や燃料費を計上しているはずですので、今年（令和4年）の7・8・9月分の光熱水費や燃料費も確定申告を行った際と同じ考え方で按分し、事業に要した経費だけで比較・計上してください。
- 今年（令和4年）の7・8・9月分の光熱水費や燃料費が多くなるように意図的に水増しして計上（粗利が30%減少するように経費を意図的に調整）したことが判明した場合は、給付金は全額返還していただきますので、ご注意ください。
- なお、店舗（営業所）部分と自宅部分にそれぞれに電気メーターを設置している場合などは、当然ながら店舗（営業所）分の電気料金のみで算定・比較することになります。

Q27 仕入原価として比較・計上するのはどのような経費か

- 仕入原価とは、文字どおり事業を行うために他者から仕入（購入）した商品、製品、原材料などを購入した経費のことです。
 - ・ 飲食店であれば、店舗で提供する料理を作るために卸業者などから購入した食材費など
 - ・ 製造業であれば、製品・部品を製造するために購入した原材料や部品などの購入経費など
 - ・ 小売業であれば、店舗で販売するために卸売業者から仕入れた商品などの購入経費など

Q28 光熱水費として比較・計上するのはどのような経費か。

- 業種、事業形態によって光熱水費の使用状況は様々ですが、事業を行うために要した電気料金、ガス料金、水道・下水料金、冷暖房費、電灯費のことです。

◆ 過年度分（法人の場合）

- ・ 決算書の「販売費及び一般管理費」に記載されている「水道光熱費」の金額を12割した額で比較します。
- ・ 「水道光熱費」のほかにも「LPG」や「水道料」など光熱水費に含まれる項目を別で計上している場合は、その金額も合算して12割してください。
- ・ 製造業や建設業などの場合は、「製造原価報告書」や「完成工事原価報告書」などにも、光熱水費に含まれる項目がある場合がありますので、その金額も合算してください。

◆ 過年度分（個人事業主の場合）

- ・ 青色申告の場合は「所得税青色申告決算書」の水道光熱費、白色申告の場合は「収支内訳書」の水道光熱費の金額を12割した額で比較します。
- ・ 「水道光熱費」のほかにも「ガス代」など光熱水費に含まれる項目を別で計上している場合は、その金額も合算して12割してください。

◆ 令和4年度分（法人、個人事業主 共通）

- ・ 申請書4ページの「仕入原価等の経費内訳表」の「光熱水費」の欄に、実際の電気・ガス・水道料などを領収書などから記載して算定してください。
- なお、店舗（営業所）兼住宅の場合は、確定申告の際に、面積など何らかの方法で按分して、事業に要した経費として光熱水費や燃料費を計上しているはずですので、今年（令和4年）の7・8・9月分の光熱水費や燃料費も確定申告を行った際と同じ考え方で按分し、事業に要した経費だけで比較・計上してください。
- 今年（令和4年）の7・8・9月分の光熱水費や燃料費が多くなるように意図的に水増しして計上（粗利が30%減少するように経費を意図的に調整）したことが判明した場合は、給付金は全額返還していただきますので、ご注意ください。
- なお、店舗（営業所）部分と自宅部分にそれぞれに電気メーターを設置している場合などは、当然ながら店舗（営業所）分の電気料金のみで算定・比較することになります。

Q29 燃料費として比較・計上するのはどのような経費か。

- 業種、事業形態によって燃料として使用する用途は様々ですが、事業を行うために要したガソリン代、軽油代、灯油・重油代のことです。
- 勘定科目としては、燃料費としてだけでなく、車両費や旅費交通費、消耗品費の内訳として計上される場合もあります。

◆ 過年度分（法人、個人事業主 共通）

- ・ 過年度分は、決算書や確定申告書類に勘定科目として「燃料費」がある場合は、その金額を12割した額で比較します。
- ・ 勘定科目に「燃料費」がなく、「車両費」や「旅費交通費」、「消耗品費」に含まれている場合は、申請書類の4ページ目の「燃料費が含まれる勘定科目の経費内訳表」に燃料費が含まれる勘定科目の内訳金額を記載し、その中のガソリン代や灯油代など燃料費に含まれる金額の合計を12割してください。

◆ 令和4年度分（法人、個人事業主 共通）

- ・ 申請書4ページの「仕入原価等の経費内訳表」の「燃料費」の欄に、実際のガソリン代や灯油代などを領収書などから記載して算定してください。

- なお、店舗（営業所）兼住宅や営業車兼自家用車などの場合は、確定申告の際に、面積など何らかの方法で按分して、事業に要した経費として光熱水費や燃料費を計上しているはずですので、今年（令和4年）の7・8・9月分の光熱水費や燃料費も確定申告を行った際と同じ考え方で按分し、事業に要した経費だけで比較・計上してください。
- 今年（令和4年）の7・8・9月分の光熱水費や燃料費が多くなるように意図的に水増しして計上（粗利が30%減少するように経費を意図的に調整）したことが判明した場合は、給付金は全額返還していただきますので、ご注意ください。

◆ **複数事業・店舗を営んでいる場合の考え方**

Q30 複数の店舗を営んでいる場合は、店舗数に応じて給付を受けられるのか。

- 店舗数に関係なく、経営者ごとの給付になりますので、売上要件又は粗利要件を算出する場合には、全店舗の合計額で算出してください。

Q31 1経営者が複数の店舗をそれぞれ法人化し、別法人として営んでいる場合の給付額はどうか。

- 1経営者が2店舗を有し、この2店舗が別法人として営んでいる場合は、経営者が同一であっても、法人毎に支給します。この場合、2法人（店舗）に対して給付金を支給します。

Q32 1 経営者が複数の業種を営んでいる場合、それぞれ給付を受けることができるのか。

- 事業者（経営者）ごとに給付するため、同一人格（1個人又は1法人）で複数業種を営んでいる場合は、複数業種全体の売上（粗利）の減少を比較することになり、給付は1件の扱いになります。
- 別人格（個人と法人、法人と法人）で営んでいる場合は、個人や法人のそれぞれの売上（粗利）を比較することになり、売上（粗利）が30%以上減少していれば、それぞれ給付金を受けることができます。

Q33 同一法人で複数の事業を行っている。主たる事業では売上（粗利）が30%以上減少しているが、事業全体での売上（粗利）の減少は30%未満となっている。この場合、給付の対象となるか。

- 売上（粗利）減少の比較については、事業全体の売上（粗利）で判断しますので、給付の対象とはなりません。

◆ 県内事業者の判断

Q34 個人事業主で、山形県内に店舗（事業所）を構えているが、県外に住んでおり、確定申告も県外の税務署に申告している。この場合、給付の対象となるか。

- 山形県内にのみ店舗（事業所）がある場合は、本店（本社）とみなして対象とします。
- 山形県以外にも店舗（事業所）がある場合は対象外です。
- 対象となる場合は、山形県内にのみ店舗（事業所）があることを確認する必要がありますので、その証明をする資料を添付してください。
- なお、証明する資料の添付が困難な場合は、以下の内容を記載した申出書を必ず添付してください（押印の省略はできません）。

申 出 書

令和4年〇月時点で、私が経営する店舗（事業所）は山形県内にしかありません。

店舗（事業所）所在地：●●市●●町●一●

令和〇年〇月〇〇日

給付金申請者氏名



Q35 フリーランスなので、雑所得や給与所得で確定申告をしている。この場合、給付の対象となるか。

- フリーランスで事業をしている資料や収入に係る資料を添付し、かつ、確定申告や住民税の申告などで、事業主であることが明白であると判断できる場合は対象となります。

Q36 確定申告書の写し（控え）に收受日付印がない場合はどうすればいいか。

- 確定申告書に收受日付印がない場合は、收受日付印がない確定申告書の写し（控え）に加え、次の①～③のいずれかの書類（資料）を添付してください。
 - ① その年度の納税証明書（その2 所得金額用）の写し
 - ② 税務署で保管している申告書原本を撮影した写真（氏名、住所、收受日付印がはっきりと確認できるもの）
<e-Tax（電子申告）で確定申告した場合>
 - ③ 受信通知（メール詳細）の写し
- なお、e-Tax（電子申告）で確定申告した場合は、税務署の收受日付印は押印されませんが、確定申告書の写し（控え）に受付日時及び受付番号が印字されている場合は、①～③の添付は必要ありません。

Q37 確定申告書について、青色申告ではなく、白色申告をしている場合はどのように比較するのか。

- 白色申告をしている場合は、令和元年、2年、3年のいずれかの年の年間売上の月平均を算出し、令和4年7月、8月、9月の売上と比較します。売上が30%以上の減少となる場合は、給付金の対象となります。
- なお、白色申告であっても、過去の各月の売上額を証明できる資料があり、令和4年7月、8月、9月の売上と、令和元年、2年、3年のいずれかの年の同月の売上とを比較できる場合は、年間売上の月平均（年額の12割）ではなく、該当する月の実際の売上を記載してください。この場合、申請書を提出する際には各月の売上額を証明できる資料（1年分、確定申告の年間売上額と一致することが確認できるもの）を添付してください。
- 粗利要件で比較・申請を行う場合も同様の取扱となります。

Q38 法人の場合や青色申告の場合、過去の「光熱水費」や「燃料費」は、白色申告の場合と同様に確定申告書や決算書に記載した各経費の月平均（年額の12割）を比較月分の額と見做して計算することになっているが、自社の帳簿等で比較月に実際に要した「光熱水費」や「燃料費」の具体的な額を証明することができる。

この際、過去の「光熱水費」や「燃料費」は、年額の12割ではなく、帳簿等で証明できる実際に要した額で粗利要件の算定・比較することは可能か。

- 法人の場合や青色申告の場合であっても、過去の各月の「光熱水費」や「燃料費」の額を証明できる資料があり、令和4年7月、8月、9月の「光熱水費」や「燃料費」と、令和元年、2年、3年のいずれかの年の同月の「光熱水費」や「燃料費」とを実際に要した額で比較できる場合は、「光熱水費」や「燃料費」の月平均（年額の12割）ではなく、該当する月の「光熱水費」や「燃料費」の実際の額を記載してください。
- この場合、申請書を提出する際には「光熱水費」や「燃料費」の月別の額を証明できる資料（1年分、確定申告や決算書の年額と一致することが確認できるもの）を添付してください。

Q39 令和4年7月、8月、9月の売上（粗利）などを証明できる書類がない。どうすればよいか。

- 売上（粗利）の減少を証明していただく必要がありますので、売上台帳の写しなどを提出してください。
- 売上（粗利）を証明できる書類を提出いただけない場合は、申請できません。証明書類の添付がない申請書を送付していただいても、給付はできません。

Q40 所得がないので税務署への申告は行っておらず、市町村への市町村民税・県民税の申告しかしていない。その申告書の添付でよいか。

- 原則、所得税の確定申告の写しの添付が必要ですが、所得税の確定申告をしていない場合は、市町村民税・県民税の申告書の写しの提出でも構いません。

◆ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について

Q41 対象要件にある新型コロナウイルス感染症拡大防止対策とは、具体的にどんなことをすればいいのか。

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、一般的に対応が求められている、手指の消毒、検温、手洗い、うがい、換気、パーティションの設置などについて、事業所や店舗の状況に応じて対策を実施してください。

◆ 事業継続の意思（廃業）について

Q42 7月（8月・9月）の売上（粗利）は30%以上減少していたが、現時点（申請時点）で既に廃業してしまった（廃業する予定だ）。この場合でも給付の対象になるのか。

- 本給付金は、事業の継続を目的としており、給付金受給後も事業を継続することが要件となっていますので、給付の対象とはなりません。

◆ 新規創業者の特例関係

Q43 新規創業したばかりであり、7月（8月、9月）の売上（粗利）の比較ができないが、どうすればいいか。

- 令和3年9月2日以降に創業し、9月同士の売上（粗利）比較ができない場合は、新規創業者の特例を適用します。
- 具体的には、令和3年9月2日～令和4年8月1日までに創業した事業者は、令和3年10月～令和4年8月までのいずれかひと月の売上（粗利）と、令和4年7月・8月・9月のいずれかひと月の売上（粗利）を比較し、30%以上減少している場合は、給付の対象となります。
- 新規創業者用の申請書は別様式となっていますので、ご注意ください。

◆ 8月3日からの大雨による被災事業者（上乗せ給付）関係

Q44 罹災証明書又は被災証明書はどうやって手に入れたらよいのか。

- 県から市町村に対して、本給付金の申請を予定されている方から相談があった場合は、被災状況を確認し、被害が確認できる場合は証明書の発行をお願いしていますので、市町村の税務課などにご相談をお願いします（担当課は市町村に直接確認してください）。
- なお、被災事業者として上乗せ給付を行うのは、事業用の施設・設備に被害を受けた事業者に限りますので、ご注意ください。
- また、県において（場合によっては市町でも）、10月以降、別途で住宅再建に係る支援金などを給付することとしているため、事業用途でない住宅部分の施設・設備だけが被害を受けている場合は上乗せ給付の対象外です。

Q45 8月3日からの大雨により被害を受けた事業者は、法人20万円、個人事業主10万円が上乗せされ、法人30万円、個人事業主15万円がもらえるという意味か。

- 上乗せ後の給付額が、法人20万円、個人事業主10万円となります。
- 法人10万円、個人事業主5万円という基本額の倍の額を給付するもので、基本額に法人20万円、個人事業主10万円を加算するものではありません。

Q46 8月の大雨による被害（床上浸水）により、過去の確定申告や帳簿関係の書類などが汚損（紛失）してしまった。8月はほとんど営業ができず、売上又は粗利要件は満たしていると考えられるがどうしたらよいか。

- 可能な範囲で合理的な方法により申請に必要な添付書類などを復元していただくこととなります。
- これまでも、新型コロナ関連の給付金手続きなどに必要な場合は、本人確認を行ったうえで、申告書等の写真撮影について、税務署からご協力をいただいています（一種の災害扱い）。
- また、税務署において、「申告書等閲覧サービス」を実施しており、災害により申告書や帳簿書類等が消失した場合は、罹災証明書などで被災した事実を確認したうえで、写しの交付を受けられるとお聞きしていますので、申告を行った税務署にご相談ください。

Q47 8月の大雨による被害の罹災（被災）証明書を提出するだけで、法人20万円、個人事業主10万円の給付が受けられるのか。

- 罹災（被災）証明書を有する被災事業者という事実だけでは、給付の対象とはなりません。
- 一般の事業者と同様に売上（粗利）要件を満たしたうえで、罹災（被災）証明書の添付がある場合は、上乗せ給付を行うというものです。ご理解をお願いします。

Q 4 8 給付金は、法人税や所得税の課税対象となるのか。

- 本給付金は新型コロナウイルスの感染拡大及び原油・物価高騰の影響を緩和し、売上又は粗利の減少を一部補填する目的で支給するものですので、法人税や所得税の課税対象となります。
- 確定申告などの際には、申告漏れがないようご注意ください。
具体的には、
 - ・ 法人の場合は、雑収入として益金の額に算入し、法人税の対象
 - ・ 個人事業者の場合は、事業所得として雑収入で計上し、所得税の対象となります。
- なお、支援金の受給額を含めた1年間の収入から経費を差し引いた収支が赤字となる場合は、税負担は生じません。

Q 4 9 給付金は、消費税の課税対象となるのか。

- 消費税の課税対象とはなりません（不課税）。
- 消費税は、事業として何かを売ったり、貸したり、サービスを提供した際に、その対価として得られる売上に対して課税されるものです。本給付金は、サービス等の対価としてお支払いするものではないため、消費税の課税対象とはなりません。
- なお、本給付金は、新型コロナウイルスの感染拡大及び原油・物価高騰の影響を緩和し、売上や粗利の減少を一部補填する目的で支給するものですので、法人税や所得税の課税対象となりますので、申告漏れがないようご注意ください。